

令和3年度今治市「えひめ版応援金」に係る申請要領

正式名称：今治市感染症対策事業者応援金（えひめ版応援金（県・市町連携事業））

概要

1 趣旨

感染症拡大に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、「応援金」を給付します。

2 給付額

法人：20万円 個人事業主：10万円

小規模事業者（要件有り）には5万円を加算

※本事業における応援金申請は、1事業者につき1回限りです。

※「小規模事業者」とは、資本金又はこれに準じた資金の総額が5000万円未満で、常時使用する従業員の数が20人以下である者とし（法人、個人事業主の別を問いません）。なお、5万円を加算金を受けるには、令和3年1～5月のいずれかの月（以下「対象月」という。）の事業収入（売上）が、平成31年（令和元年）又は令和2年同月（以下「比較対象月」という。）と比較して50%以上減少して場合に限りです。

※「常時使用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称及び勤務時間の長短にかかわらず、①期間の定めなく雇用されている者又は②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者若しくは雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者をいいます。

給付対象者及び給付要件

1 給付対象者

- （1）令和3年5月1日において市内に本社、本店若しくは主たる事務所を有する中小企業（個人事業主にあつては、当市の住民基本台帳に記載されている者）であること。
- （2）令和3年4月8日までに創業していること。
- （3）令和3年1～5月のいずれかの月（以下「対象月」という。）の事業収入（売上）が、平成31年（令和元年）又は令和2年同月（以下「比較対象月」という。）と比較して30%以上減少していること。小規模事業者に対する加算金（5万円）の対象となる場合は、50%以上減少していること。

比較方法

平成31年（令和元年）又は令和2年の申告書の写し内の以下の部分と今年の「売上台帳」等の写しによって比較

（法人）法人事業概況説明書2P目の「17 月別売上高等の状況」

（青色申告）青色申告決算書2P目の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」

(白色申告) 収支内訳書「売上(収入)金額」を月割した額

※前年又は前々年同月比較を行うことができない令和2年5月2日から令和3年4月8日(愛媛県感染対策期移行日)までの間に創業した者は、下の「創業・新規開業特例」によります。

※事業承継をした場合は、下の「事業承継特例」によります。

※法人成をした場合は、下の「法人成り特例」によります。

(4) 比較対象月を含む年間売上高が、法人その他の団体にあつては240万円以上、個人事業主にあつては120万円以上であること。ただし、令和2年5月2日以後に創業した者には適用しない。

※事業承継をした場合は、承継前の事業収入と合算額した上で年間売上高を算出してください。

※法人成をした場合は、個人事業主間の事業収入を含めて年間売上高を算出してください。

(5) 厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組んでいること。

(6) 応援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。

<創業・新規開業特例>

比較対象月との比較を行うことができない令和2年5月2日から令和3年4月8日(愛媛県感染対策期移行日)までの間に創業又は新規開業した中小企業者等(個人事業主を含む)については、特例として、売上減少の要件に関して以下のとおり取り扱います(以下の書類の提出が必要です)。

なお、事業収入(売上)の下限要件「比較対象月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること(又は、市町が給付する応援金の額に12を乗じた額以上であること)」の要件は不要です。

ア 令和2年5月2日から11月30日までに創業した事業者

令和3年1~5月のいずれかの月の事業収入(売上)が、法人設立日又は開業日の属する月の翌月から令和2年12月末までの間で平均した事業収入(売上)月額と比較して30%以上減少していること。

イ 令和2年12月1日から令和3年4月8日までに創業した事業者

金融機関から融資を受け、又は、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であつて、令和3年1~5月のいずれかの月の事業収入(売上)が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年1月から5月の同月の事業収入(売上)と比較して30%以上減少していること。

【創業・新規開業特例における証拠書類】

・法人：履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行されたもの。

- ・個人事業主：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等（事業の開始が確認できる書類）
- ・「事業収入（売上）減少比較表（別記様式第3号）」

<事業承継特例>

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、対象月の月間事業収入（売上）が前年又は前々年同月の承継前の事業者の事業収入（売上）から30%以上減少している場合、以下の証拠書類等を提出することにより、特例として取り扱うことができます。

【事業承継特例における証拠書類】

- ・比較対象月を含む確定申告書類の控え
 - ※事業の承継を行った者の名義によるもの
- ・個人事業の開業・廃業等届出書
 - ※比較対象月を含む確定申告書の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

<法人成り特例>

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合は、特例として、以下の証拠書類等を提出することで、法人の対象月の売上台帳等と個人事業者の確定申告書類の控えを比較して申請を行うことができます。

【法人成り特例における証拠書類】

- ・法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書
 - ※法人設立届出書：「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
 - ※個人事業の開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
- ・履歴事項全部証明書
 - ※設立日が事業収入を比較する2つの月の間であること。
 - ※申請日より3か月以内に発行されたもの。

2 給付の対象とならない事業者

以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1)「愛媛県の時間短縮要請の対象となる店舗を営む者（時間短縮要請に係る協力金（※2）の受給の有無を問いません。）」の対象者又は「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う一時支援金又は月次金（※3）」を受給した、又は受給する事業者

※2：新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき愛媛県が行う、営業時間短縮の協力要請に協力することで支給された協力金。

※3：中小企業庁が実施する、令和3年の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により売上が減少した中堅・中小企業者に対して、その影響を緩和して事業の継続を支援するために支給する支援金

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業

(4) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織若しくは団体

(7) 大企業及びみなし大企業（※4）

※4：みなし大企業は次のいずれかが対象となります。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

参考：中小企業基本法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

【中小企業の判断方法】

○中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

○中小企業基本法に定める中小企業者については、確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）及び本社（法人）及び住民票上の住所（個人事業主）が、今治市内にあることが必要です。

○会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人等）については、次の①②のいずれか

を満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

①出資の総額（※1）が3億円以下であること。

②出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

③主たる事務所の所在地が、今治市内にあること。

※1：「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

申請受付

【申請期間】 令和3年5月20日（木）から同年7月5日（月）まで

※令和3年7月5日（月）の消印有効です。

※メールでの申請の場合は、令和3年7月5日午後12時までの到着分となります。

【申請方法】 持参、郵送、Eメール（持参窓口、宛先は末尾に記載）

感染症拡大防止の観点から郵送、Eメールによる申請にご協力ください。

郵送申請は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

（注意事項）

営業時間短縮を守っていないにもかかわらず応援金の給付申請をするなど、対象要件を満たしていないにもかかわらず、偽って応援金の給付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は応援金の返還に加え、加算金（年率10.95%）をお支払いいただくとともに、申請者の情報の公表、警察との連携など、厳正に対処いたします。

申請の流れ

1 申請書類

応援金の給付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和3年7月5日（月）までに今治市に提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

【必要な書類】

1 給付申請書（様別記様式第1号）

2 誓約書（別記様式第2号）

※誓約書の最下部の所在地、名称及び代表者の欄は、必ず自署でお願いします。

3 対象月（R3.1～5月のいずれかの月）の事業収入（売上）月額が確認できる書類

中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写し（令和3年1月から5月までのいずれかの月分）を添付してください。

令和2年5月2日から同年12月31日までに創業し、創業・新規開業特例の適用を受ける場合は、創業開始から令和2年12月までの確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しも添付してください。

令和3年1月1日以降に創業した場合は、金融機関又は支援機関による金融機関審査時の事業計画（事業収入の計画が分かるもの）の写しを添付してください。

4 比較対象月（3の対象月と同月の（H31年（R元年）又はR2年の月）の事業収入（売上）月額が確認できる書類

※税務署の受付印等証明付きのもの

※青色申告会の受付印のみでは受付できませんのでご注意ください。

※電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の写しと受信通知の写し（電子申告申請書等完了報告書）の2点を提出してください。

【法人の場合】

比較対象月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書」の控えの写しを添付してください。

※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、下記を確定申告書類の代わりに提出することができます。

例)

法人種別	月間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、比較対象月の収入が確認できる書類を提出してください。

【個人事業主の場合】

○ 確定申告が青色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「（青色申告決算書）」の控えの写しを添付してください。

○ 確定申告が白色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「収支内訳書」の控えの写しを添付してください。

【特例適用の場合】

<創業・新規開業特例における証拠書類>

- ・「事業収入（売上）減少比較表（別記様式様式第3号）」
- ・中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写し（創業開始日から令和2年12月末日までのもの）に加え以下の書類
- ・法人：履歴事項全部証明書
 - ※申請日より3か月以内に発行されたもの。
- ・個人事業主：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等（事業の開始が確認できる書類）

<事業承継特例における証拠書類>

上記の比較対象月の事業収入（売上）月額が確認できる書類の書類に加え、

- ・比較対象月を含む確定申告書類の控え
 - ※事業の承継を行った者の名義によるもの
- ・個人事業の開業・廃業等届出書
 - ※比較対象月を含む確定申告書の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

<法人成り特例における証拠書類>

上記の比較対象月の事業収入（売上）月額が確認できる書類の書類に加え、

- ・法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書
 - ※法人設立届出書：「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
 - ※個人事業の開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
- ・履歴事項全部証明書
 - ※設立日が事業収入を比較する2つの月の間であること。
 - ※申請日より3か月以内に発行されたもの。

5 応援金の振込先口座の通帳の写し

通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し

6 本人確認書類の写し

法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

2 申請に必要な書類の入手方法

以下の書類を今治市ホームページに掲載しております。

- ・ 申請書
- ・ 申請書記載例
- ・ 誓約書
- ・ 事業収入売上比較表
- ・ 日本産業分類表（中分類）

3 申請期間

令和3年5月20日（木）から同年7月5日（月）まで

※令和3年7月5日（月）の消印有効です。

※メールでの申請の場合は、令和3年7月5日午後12時までの到着分となります。

3 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

4 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を給付します。また、本応援金の給付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、給付まで時間を要する場合があります。

5 通知等

給付決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行います。後日振込通知書をお送りします。

応援金の給付対象とならないと判断した場合は、不支給決定通知書を送付します。

6 給付決定の取消し及び応援金の返還等

応援金の給付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、応援金の給付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、今治市の指定する期日までに、応援金の返金に加えて、加算金（年率10.95%）を支払う義務を負います。

申請先・問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市コロナ対策協力金・応援金給付窓口

電話：0898-36-1544

メールアドレス：i-jitan@imabari-city.jp

迷惑メールと判断され、市に届かない場合があります。申請後3週間

経っても振込がない場合は、ご連絡ください。

※各支所住民サービス課でも受け付けております。

※封書の裏面等に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

※所定の金額に足りない切手しか貼付されていない場合は受け付けできません。

【受付時間】 9時00分～17時00分（平日のみの対応となります。）

※5月22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日）は窓口を開けております（支所を除く）。

その他

1 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の給付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

2 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

3 個人情報の取扱い

申請書類に記載された情報は、本応援金及び協力金（今治市新型コロナウイルス対策営業時間短縮協力金）の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

ただし、事務を円滑に進めるため、本応援金の審査・支給に関する事務に限り、事務を委託する事業者と共有します。

4 警察本部への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察本部へ照会を行います。